

# 判断力が難しくなった場合 どのくらい費用がかかるのか？

※記載の報酬額は、当事務所の基準を記載しています。

## 成年後見制度

既に判断力が難しくなっている状態では、家庭裁判所に成年後見開始申立てを行い、後見人等を選任してもらいます。

- [申立時費用] 申立書作成報酬・・・10万円※  
添付資料、印紙、鑑定など実費・・・約2万～8万程度
- [後見人報酬] 目安：財産が少ない場合でも年間24万円程度～  
※親族が選任された場合には0円も可能ですが、  
後見人を誰にするかは裁判所が決定します。



## 任意後見契約

判断力が難しくなった時に備え、予め自分で決めた人に後見人（任意後見人）をしてもらうことを約束しておく公正証書です。

- [契約時費用] 契約書起案報酬・・・10万円※  
添付資料、印紙、公証人など実費・・・約5万程度
- [判断力低下時] 申立書作成報酬・・・5万円※  
添付資料、印紙など実費・・・約2万～8万程度
- [後見人報酬] 親族と契約をする場合が多く、0円が一般的
- [監督人報酬] 年間12万円程度～



## 家族信託契約

予め決めた目的・用途（老後生活費、家族の生活など）のため、特定の財産（金銭・不動産など）を自分で決めた人に任せる契約です

- [契約時費用] 契約書起案報酬・・・35万円～※  
添付資料、印紙、公証人など実費・・・約5万程度
- [判断力低下時] 有料も可能ですが、ご家族に任せてあるので0円が一般的です。  
★不動産を家族信託する場合には、信託の為に、不動産の名義変更を行う名義変更の登記費用がかかります。他人の為の信託を設定するような特別の事情がなければ、不動産取得税や贈与税の対象ではありません。

詳しい内容は、無料相談をご利用ください。



司法書士法人一休法務事務所コスモ岡山  
行政書士法人一休法務事務所

086-259-0193